

特定非営利活動法人WEB魚図鑑定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WEB魚図鑑という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、投稿型の魚データベース「WEB魚図鑑」を基盤に、魚類・水産物の同定やデータ収集を支援し、学術研究・環境保全・教育啓発に資するとともに、蓄積された情報を広く公開し、科学技術の振興、水辺環境の保全、青少年の科学的思考の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 投稿型図鑑「WEB魚図鑑」の運営、開発及び維持管理
- (2) 魚類判定アプリ「魚みつけ」の開発及び維持管理
- (3) 投稿型食味データベースの開発及び維持管理
- (4) Facebookグループ「WEB魚図鑑の部屋」の維持管理
- (5) 魚類及び水産資源に関する教育・普及を目的としたWebコンテンツ及びアプリの提供
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の販売事業
- (2) webコンテンツやアプリへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。し、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会した個人又は団体。

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬及び費用弁償)

第18条 役員は、無報酬を原則とする。ただし、総会の議決を経て、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。

3 前二項に関し、報酬の額及び支給方法は総会の議決を経て定め、費用弁償の基準その他の必要な事項は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、正会員のすべてに対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名

しなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席

したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(総会および理事会のオンライン開催)

第36条の2

- 1 総会および理事会は、インターネットその他の情報通信の方法を用いて開催することができる。
- 2 前項の方法により会議に出席した者は、実際に会場に出席したものとみなす。
- 3 議長は、通信障害その他やむを得ない事由により議事の続行が困難であると認めたときは、会議を一時中断し、又は延期することができる。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第36条の3

- 1 正会員は、あらかじめ通知された議題について、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 2 前項の方法により議決権を行使した正会員は、当該総会に出席したものとみなす。
- 3 電磁的方法とは、電子メール、ウェブフォームその他電気通信の用に供される方法をいう。
- 4 理事会は、書面又は電磁的方法による議決権行使の様式、本人確認の方法、提出期限その他必要な事項を定めることができる。
- 5 提出期限を徒過したもの、本人確認ができないもの又は同一会員から複数の意思表示があり、その内容が抵触する場合は、理事会の定めるところにより、無効とするか又は最後に到達した意思表示を有効とする。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	山出 潤一郎
副代表理事	宮崎 佑介
理事	村瀬 敦宣
理事	緒方 悠輝也
理事	西野 敬
監事	緒方 修

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年9月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金 正会員(個人・団体)無料 賛助会員・特別賛助会員(個人・団体) 無料

(2)年会費 正会員(個人)12,000円

(3)賛助会員(個人)1口 3,000円 賛助会員(団体)1口 30,000円

(4)特別賛助会員(個人・団体) 1口 100,000円

(1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
☒各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	☒ 理事 ☐ 監事	ヤマテ ジュンイチロウ 山出潤一郎		有 ☐ 無 ☒	代表理事
2	☒ 理事 ☐ 監事	ミヤザキ ユウスケ 宮崎佑介		有 ☐ 無 ☒	副代表理事
3	☒ 理事 ☐ 監事	ムラセ アツノブ 村瀬敦宣		有 ☐ 無 ☒	
4	☒ 理事 ☐ 監事	オガタ ユキヤ 緒方悠輝也		有 ☐ 無 ☒	
5	☒ 理事 ☐ 監事	ニシノ タカシ 西野敬		有 ☐ 無 ☒	
6	理事 ☒ 監事	オガタ オサム 緒方修		有 ☐ 無 ☒	監事
7					
8					
9					
10					

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑

1 事業実施の方針

本法人は、投稿型の魚類データベース「WEB魚図鑑」を基盤に、魚類や水産資源に関する画像・データを市民・研究者・行政機関が共有できる環境を整備し、学術研究の促進、環境保全意識の向上、情報教育の推進に寄与することを目的とする。

令和7年度は、全事業をオンライン上で実施し、以下の方針に基づき活動する。

1. **運営基盤の確立**: WEB魚図鑑および関連システムの安定稼働、サーバー保守体制の整備
2. **協働体制の開始**: 研究機関・自治体・水族館・市民団体とのオンライン連携
3. **教育・啓発活動の展開**: ウェブ上での情報発信、SNSやアプリを活用した学習支援
4. **資金調達体制の構築**: 会費・寄附・助成金・オンライン広告による財源確保

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1360】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
投稿型図鑑「WEB魚図鑑」の運営、開発及び維持管理	サーバー保守、データベース最適化、ツリー構造保守・投稿審査・管理	通年	オンライン	10	一般ユーザー、研究者、教育関係者	1,200,000	640
魚類判定アプリ「魚みつけ」の開発及び維持管理	画像認識AIの改良、サーバー保守、コミュニティ機能改善、UI改善	通年	スマホアプリ	4	一般ユーザー	72,000	240
Facebookグループ「WEB魚図鑑の部屋」の維持管理	Facebookグループ運営、投稿承認・啓発情報の発信	通年	オンライン	7	Facebookユーザー	31,285,000	480

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 10 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
webコンテンツやアプリへの広告掲載事業	「WEB魚図鑑」「魚みつけ」に掲載するオンライン広告	通年	オンライン	2	10

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑

1 事業実施の方針

本法人は、投稿型の魚類データベース「WEB魚図鑑」を中核に、魚類や水産資源に関する情報を市民・研究者・行政機関が共有できる環境を維持・発展させ、学術研究や環境教育に寄与することを目的とする。

令和8年度は、設立2年目として前年度に整備した基盤を活かし、運営の安定化と事業の拡張を両立させる。具体的には、以下の4つの方針により活動を推進する。

1. 収入基盤の強化

賛助会員の増加および新規助成金の獲得を通じて、安定的な収益体制を構築する。
オンライン広告・寄附受付などの自主財源も拡充し、自己資金に依存しない持続的運営を目指す。

2. WEB魚図鑑のユーザーインターフェース(UI)改善

閲覧性・操作性を高める画面構成改修および検索・投稿機能の改善を実施し、ユーザー体験を向上させる。

3. 投稿型食味データベース構築の準備

魚類の食味情報を市民が投稿・共有できる新規データベースの構想を進め、入力仕様や試験環境の設計を行う。

4. こども用魚図鑑の準備

小中学生向けの教育用図鑑コンテンツの制作準備に着手し、教材として活用できる素材の整備・試作を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1940】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
投稿型図鑑「WEB魚図鑑」の運営、開発及び維持管理	サーバー保守、データベース最適化、ツリー構造保守・投稿審査・管理	通年	オンライン	10	一般ユーザー、研究者、教育関係者	1,200,000	670
魚類図鑑の運営・普及を目的としたWebコンテンツの提供	こども用魚図鑑の準備と公開	通年	オンライン	2	小学生以下	10,000	230
魚類判定アプリ「魚みつけ」の開発及び維持管理	画像認識AIの改良、サーバー保守、コミュニティ機能改善、UI改善	通年	スマホアプリ	4	一般ユーザー	72,000	230
Facebookグループ「WEB魚図鑑の部屋」の維持管理	Facebookグループ運営、投稿承認・啓発情報の発信	通年	オンライン	7	Facebookユーザー	31,285,000	480
魚類及び水産資源に関する教育・普及を目的としたWebコンテンツ及びアプリの提供	投稿型食味データベース構築準備と公開	通年	オンライン	3	一般ユーザー	10,000	330

投稿型食味
データベースの開発
及び維持管理

(2)その他の事業

(事業費の総費用【 130 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
webコンテンツやアプリへの広告掲載事業	「WEB魚図鑑」「魚みつけ」に掲載するオンライン広告	通年	オンライン	2	10
物品の販売事業	魚のTシャツ等自社開発グッズ販売	通年	オンライン	1	120

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取金費		600,000		0	600,000
正会員受取会費	240,000				
賛助会員受取会費	360,000				
2 受取寄附金		150,000		0	150,000
受取寄附金	150,000				
	0				
3 受取助成金等		600,000		0	600,000
受取補助金	600,000				
4 事業収益		0		280,000	280,000
オンライン広告			280,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経 常 収 益 計		1,350,000		280,000	1,630,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		720,000		0	720,000
謝金（WEB魚図鑑運営補助費）	240,000				
謝金（SNS運営補助費）	480,000				
(2) その他経費		640,000		10,000	650,000
サーバーレンタル・運用費	360,000				
システム保守委託費	240,000				
ブログ構築費	30,000				
雑費	10,000				
広告運用経費			10,000		
事業費計		1,360,000		10,000	1,370,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		158,000		0	158,000
消耗品費	10,000				
通信運搬費	12,000				
地代家賃	36,000				
決算費用	100,000				
管理費計		158,000		0	158,000
経 常 費 用 計		1,518,000		10,000	1,528,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		(168,000)		270,000	102,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経 常 外 収 益 計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		270,000		(270,000)	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		102,000		0	102,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					32,000

令和8年度活動予算書（その他事業がある場合）

設立・定款変更用

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		750,000		0	750,000
正会員受取会費	360,000				
賛助会員受取会費	390,000				
2 受取寄附金		150,000		0	150,000
受取寄附金	150,000				
3 受取助成金等		800,000		0	800,000
受取補助金	800,000				
4 事業収益		0		640,000	640,000
オンライン広告			240,000		
魚のTシャツ等自社開発グッズ売上			400,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経 常 収 益 計		1,700,000		640,000	2,340,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		720,000		0	720,000
謝金（WEB魚図鑑運営補助費）	240,000				
謝金（SNS運営補助費）	480,000				
(2) その他経費		1,220,000		130,000	1,350,000
サーバーレンタル・運用費	360,000				
システム保守委託費	240,000				
投稿型食味データベース構築準備	300,000				
こども用魚図鑑の準備	200,000				
広報・普及啓発活動	110,000				
魚のTシャツ等グッズ販売			120,000		
雑費	10,000				
広告運用費			10,000		
事業費計		1,940,000		130,000	2,070,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
給料手当	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
(2) その他経費		158,000		0	158,000
消耗品費	10,000				
通信運搬費	12,000				
地代家賃	36,000				
決算費用	100,000				
管理費計		158,000		0	158,000
経 常 費 用 計		2,098,000		130,000	2,228,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		(398,000)		510,000	112,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経 常 外 収 益 計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分増替額・・・③		510,000		(510,000)	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		112,000		0	112,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					42,000

特定非営利活動法人 WEB魚図鑑 設立趣旨書

近年、市民科学（Citizen Science）の観点から、インターネット上における生物の生態や分類に関する情報の収集と共有は、学術研究、環境保全、教育や啓発活動において重要な役割を担っております。

本法人は、1999年の開設以来、ボランティアによって運営されてまいりました「WEB魚図鑑（4063種 65000データ）」を基盤に、魚類の同定やデータ収集を支援し、科学技術の振興、水産業の振興、水辺の環境保全、青少年の科学的知見の涵養と豊かな自然観の育成に寄与することを目的として設立いたします。

WEB魚図鑑はこれまで、2700人を超える投稿者と研究者、教育機関が協力し合い、魚類に関する正確な情報を広く提供するプラットフォームとして運営してまいりました。魚に触れる機会が多い釣り人やダイバーが撮影した写真を、研究者や専門知識をもつ人が同定し、それを図鑑システムに落とし込むことで積み重ねてきたものです。

蓄積されたデータは論文への引用をはじめ、日本の魚類研究の基礎資料として重要なものとなっており、また、収集されたデータを基に、世界で初めての画像解析AIによる魚の同定アプリ「魚みつけ」が開発されるなど、IT分野においても顕著な業績を残しております。

しかし、大規模化したことから個人や有志の活動だけでは維持・発展に限界があり、将来において社会の要請に十分応えることが難しくなることが想定されております。そのため、NPO法人格を取得し、責任ある組織体制のもとで活動を発展させ、魚類研究や教育、環境保全の分野で一層の役割を果たしていくことをめざしております。

設立に至るまでの経過

- 1999年 WEB魚図鑑を開設
- 2001年 独自システムを構築しデータベース連携を始める
- 2014年 魚類判定アプリ「魚みつけ」が公開。
- 2025年 NPO法人化に向けて設立総会を開催。

令和7年 9月 25日

設立代表者

氏名 山出潤一郎